

新しい総合計画策定方針(再変更版)

平成21年10月

相 模 原 市

目 次

1 策定の趣旨	P1
2 策定に向けた基本的視点	P2
(1) 新市のまちづくり計画の反映	
(2) 市民とのパートナーシップ	
(3) 市民の満足度向上	
(4) 持続可能な都市の経営	
3 計画の主要フレーム	P2
4 構成・計画期間	P3
5 地域づくりの基本計画策定に向けた基本的な考え方	P4
6 策定体制	P4～P5
(1) 総合計画審議会	
(2) 市民検討組織	
(3) 庁内検討組織	
7 計画の評価・検証	P5
(1) 成果指標	
(2) 進行管理	
8 策定スケジュール	P6
(1) 平成19年度	
(2) 平成20年度	
(3) 平成21年度	

1 策定の趣旨

本市は、平成11年度に現在の相模原市21世紀総合計画～新世紀さがみはらプラン～を策定し、都市像「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」の実現を目指して、施策の推進に努めてきた。この間、首都圏南西部の広域交流拠点都市として着実な発展を遂げ、平成12年度に保健所政令市、平成15年度に中核市に移行するなど首都圏における本市の役割も大きく変化してきている。

また、平成18年3月に津久井町及び相模湖町、平成19年3月には城山町及び藤野町と合併し、豊かな自然と都市機能を併せ持つ人口70万を超える大都市となり、自立的なまちづくりの展開を目指して、政令指定都市移行の取り組みを進めている。

一方、今日の社会経済情勢は、少子高齢化、地球規模での環境問題、産業及び就業構造など急激に変化しており、地方分権の進展ともあいまって、地域社会や市民生活に様々な影響を及ぼしている。

こうした状況を踏まえ、これまでの本市の取り組みを継承しつつ、政令指定都市としての新しい相模原市のあるべき都市像を描き、その実現に向かって計画的にまちづくりを進めるため、「新しい総合計画」を策定する。

(参考) 本市総合計画の策定経過

名 称	基本構想 (目標年次)	基本計画
相模原市総合計画	S43年策定 (S60年)	S43年～S50年
相模原市総合計画	S47年議決 (S60年)	S49年～S55年
相模原市総合計画～新さがみはら基本計画～ * S47年議決の基本構想を踏襲し、基本計画を改定		S55年～S60年
第3次相模原市総合計画 ～21世紀をめざすさがみはらプラン～	S59年議決 (21世紀を展望)	S61年～S75年
相模原市21世紀総合計画 ～新世紀さがみはらプラン～	H10年議決 (21世紀初頭)	H11年～H22年

2 策定に向けた基本的視点

新しい総合計画の策定にあたっては、行政への市民参加の進展、津久井地域との合併や政令指定都市への移行を踏まえ、次の基本的視点に立って策定する。

(1)新市のまちづくり計画の反映

津久井地域との合併により策定された新市のまちづくり計画では「自然と産業が調和し人と人がふれあう活力ある自立分権都市」を将来像として掲げている。この将来像の実現と新市の一体化に向け、新市のまちづくり計画を踏まえた計画づくりに努める。

(2)市民とのパートナーシップ

皆で担う市民社会の実現に向け、まちづくりの主体である市民（個人、地域団体、NPO、企業等）と行政のパートナーシップによる計画づくりを進めるとともに、市民の積極的な参加や幅広い議論を通じて、まちづくりの方向性が明らかになる計画づくりに努める。

※（参考）市民等の参加機会の例

(3)市民の満足度向上

市民の暮らしに対する満足度の向上に向け、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、まちづくりの達成目標を明らかにする成果指標を設定するなど、市民の視点や感覚に立った分かりやすい計画づくりに努める。

(4)持続可能な都市の経営

地域経済の活性化による税収の増加など歳入の確保を図るとともに、費用対効果の観点から施策の重点化を図るなど、財政の健全性の維持と新たな行政需要に柔軟に対応できる計画づくりに努める。

3 計画の主要フレーム

新しい総合計画の策定にあたっては、津久井地域との合併による地理的要件や人口要件の変化とともに、政令指定都市への移行を想定し、将来におけるまちづくりの基礎的な条件として、人口、産業、土地利用、財政の各フレームを設定する。

4 構成・計画期間

新しい総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とする。また、中長期的な視点に立ってビジョンを実現するため、基本構想は概ね20年後を目標とし、基本計画は平成22年度から平成31年度までを計画期間とする。

基本構想

将来の目標とする都市像とそれを実現するための政策の基本方向を定める。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ■ 基本理念 | 都市像の基調となるまちづくりの理念 |
| ■ 都市像 | 概ね20年後を目標としたまちの姿 |
| ■ 基本目標 | 都市像の達成に向けたまちづくりの基本的目標 |
| ■ 政策の基本方向 | 基本目標の実現に向けた政策の基本方向 |

基本計画

基本構想で定めた都市像を実現するための施策の方向性を定める。

- | | |
|--------|----------------|
| ■ 計画期間 | 平成22年度から平成31年度 |
|--------|----------------|

■ 計画の構成

・重点プロジェクト

都市像の実現に向け、特に優先的・重点的に取り組むものとして、重点プロジェクトを定める。

・施策分野別の基本計画

基本構想で示す政策の基本方向に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとに成果指標と目標を達成するための主な事業を定める。

・地域づくりの基本計画

地域ごとに望ましい将来像と基本的な施策の方向性を定める。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ■ 計画の推進に向けて | 施策の推進に向けた基本方針を定める。 |
|-------------|--------------------|

実施計画

基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画とし、~~て定める。~~計画期間については、経済情勢や地方税財政制度の動向等を踏まえ、~~検討前期、後期それぞれ5年間とする。~~

- | |
|------------------------------------|
| ■ 前期実施計画（平成22年度～平成26年度） |
|------------------------------------|

- | |
|------------------------------------|
| ■ 後期実施計画（平成27年度～平成31年度） |
|------------------------------------|

5 地域づくりの基本計画策定に向けた基本的考え方

- 市民検討組織が検討した地域ごとのまちづくりの考え方や方向性の提言を踏まえて「地域づくりの基本計画」を策定する。
- 計画のエリアは、現総合計画における地域別計画の単位（本庁6地区及び出張所）及び津久井地域については地域自治区単位とする。ただし、政令指定都市の区制の検討状況に応じて、区等のエリアでの計画化を検討する。

6 策定体制

策定にあたっては、「総合計画審議会」に諮問するとともに、市民のより幅広い意見を反映するため地域ごとに「市民検討組織」を設置する。

また、庁内検討組織として「総合計画策定会議」等を設置する。

(1)総合計画審議会

市長の諮問に応じて総合計画を審議し、答申する機関

- ・幅広い意見や提案を反映させるため、広範な分野から市民を募る。
- ・分野別に調査や審議が必要な場合には、分科会の設置を検討する。

【構成】

市議会の議員
市教育委員会
市農業委員会
市の公共的団体等の役員
関係行政機関の職員
学識経験のある者
地域自治区地域協議会の委員
公募による市民

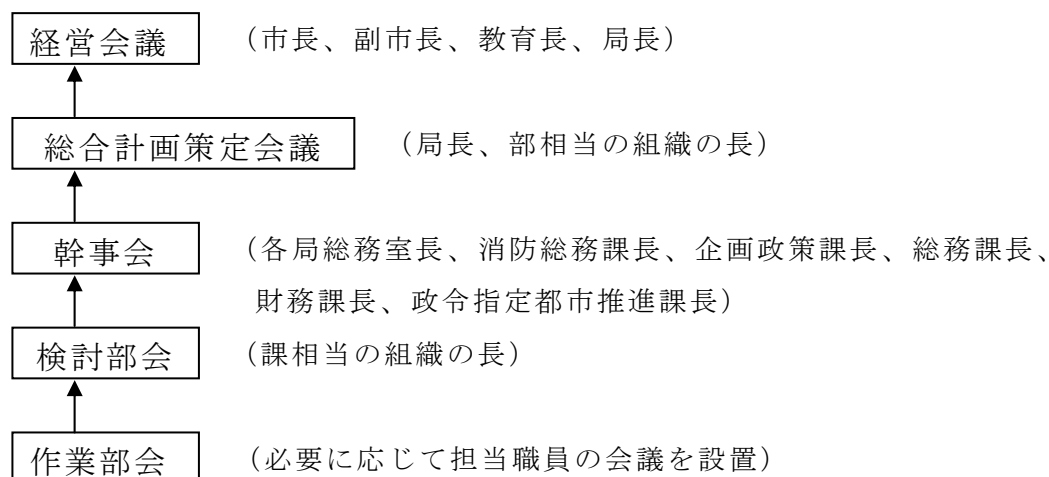
(2)市民検討組織

地域のまちづくりを主体的に検討するため、「地域づくりの基本計画」で定めるエリアを単位とした市民検討組織

- ・組織は、地域団体からの推薦、公募住民、市職員で構成する。

(3) 庁内検討組織

庁内において、広範な議論が得られる策定体制



- ・ 主要課題の取組みの方向性を的確に検討するため、各分野に精通した学識経験者を「総合計画策定アドバイザー」として依頼する。

7 計画の評価・検証

新しい総合計画には、成果指標を設定し、市民参加による評価・検証を行う。

(1) 成果指標

市民の誰もが、施策の実施目的・達成度が理解できる指標を設定する。指標は、達成状況が客観的に把握できる数値や、提供される行政サービスに対して市民が抱く印象・評価を数値として設定する。

(2) 評価・検証

計画の目的がどの程度達成されているのか、評価・検証を総合計画審議会を実施する。

8 計画策定のスケジュール

(1)平成19年度

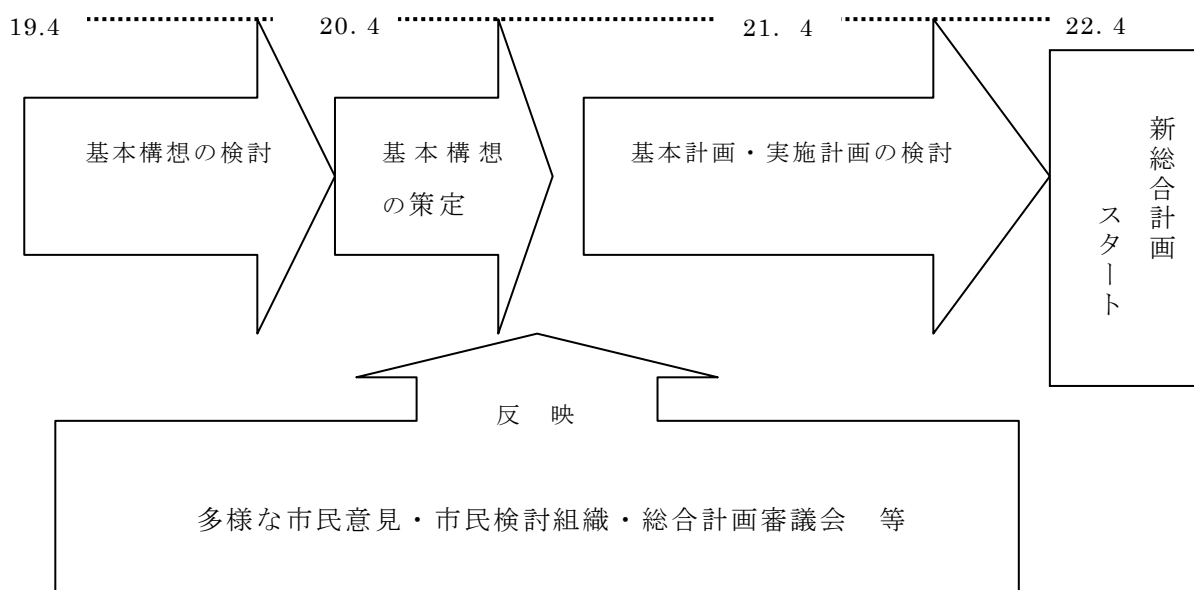
基本構想の検討

(2)平成20年度

基本構想の策定・基本計画の検討

(3)平成21年度

基本計画・~~実施計画~~の策定



(参考) 市民等の参加機会の例

- ・パブリックコメント
- ・市民電子会議室
- ・シンポジウム、タウンミーティング
- ・アンケート
- ・小学生、中学生からの作文の募集
- ・市関係団体との懇談会
- ・大学生等との意見交換会
- ・外国籍市民との懇談会
- ・こども議会 等